

令和2年7月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和2年7月総会

## 萩市農業委員会総会議事録

7月16日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

### ○提出議案

- 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第46号 空き家に附属する農地の指定について  
議案第47号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について  
議案第48号 別段面積の設定について  
議案第49号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第50号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について  
議案第51号 事業計画変更承認について  
議案第52号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第53号 現況確認書の交付について

### ○出席委員(16名)

欠席	品川民雄	2番	田村廣
3番	原田知美	欠番	
5番	小野村壽美夫	6番	佐伯泰資
7番	烏田茂夫	8番	長富繁美
9番	原川久美子	10番	岡崎弘明
11番	松田由美子	12席	守永正範
欠席	鈴川肇	14席	藤田芳昭
15番	中村博和	16番	矢次利典
17番	吉村剛	18番	尾木武夫
19番	片岡兼雄		

### ○議事録署名委員

9番 原川久美子

10番 岡崎弘明

### ○議事

事務局長 只今から、令和2年7月萩市農業委員会総会を開催いたします。  
農業委員会委員18名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議

事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長  
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員で  
すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、9番 原川委員、10番 岡崎委員  
にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第45号「農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
て」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第45号第1項について説明いたします。議案は  
2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記、現況ともに畑、面積2,103  
㎡外9筆、畑の面積が22,944㎡です。

譲受人は、●●●の●●●さんで耕作面積は22,944㎡です。  
権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さ  
んです。

次に申請理由ですが、●●●さんと●●●さんは親子関係で、●  
●●さんから●●●さんへ生前贈与するため、双方連名により本申  
請に至ったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、取得後の農作業従事日  
数は、ご本人さん200日、奥さん200日となっています。

次に場所ですが、現地については7月8日、●●●地区担当の●  
●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から北側、約0.15kmから0.4kmの地  
点に点在しており、着色した箇所となります。集落の外周に点在し

ています。ここが●●●になります。集落がここの辺りにあり、全部で10筆になります。

営農計画ですが、取得後は野菜を栽培される予定です。農機具は、耕運機1台、草刈機2台、農業用運搬車1台、噴霧器2台を保有されています。農産物の出荷先は青果市場、JA直売所となっています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 ●●●さん●●●歳は奥さんと一緒に、忙しい時にはみんなが手伝って、スイカの栽培等を一生懸命されています。審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第46号「空き家に附属する農地の指定について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第46号第1項について説明いたします。議案は4ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に付随する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に付随する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積465㎡で、畑の面積が465㎡です。申請人は、●●●の●●●さんです。

現地につきましては7月3日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北へ約0.6kmの地点にあります。●●●の方から海に向かっていきまして、●●●があります。途中から道を折れた所、ここに畑がございます。買われる家がこの辺りになります。空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 今月3日に、現地確認をいたしました。当該農地は実質的には圍繞地的な感じの土地でありまして、申請者の家屋の真裏という風な地続きになっております。家とあわせて農地を使うことについては問題ないと思います。以上です。

議 長 はい。それでは質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第47号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について」を議題に供します。

事務局 議案第47号第1項についてご説明します。議案は6ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月3日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から769mに位置する、宅地化が進行する第一種低層住居専用地域内にある、公共投資の対象となっていない第三種農地です。

申請地は●●●外2筆、登記地目は畑、現況地目は雑種地と宅地介在畑になっています。面積23㎡外2筆で、合計で620㎡です。一体利用地を含めた計画の所要面積は1,016㎡です。転用者は●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

場所ですが●●●の中にありまして、こちらの方に●●●があります。こちらに●●●に行く駐車場がありまして、この辺りに●●●があります。●●●の通りから一つ通りをはさんで、ここに1筆とここに2筆があり、申請地となっております。今回転用の申請が出ている3筆は、昭和60年と昭和62年に1度転用の申請があり、許可を出していますが、登記地目の変更はされていません。今回の申請は以前の申請とは、譲受人や転用目的が異なるため、事業計画変更承認申請書とともに再度転用の申請を提出していただいた次第です。

転用目的ですが、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが市外に住んでいらっしゃる所有者さんから申請地を買い受け、分譲地4区画を造成するもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地の関係ですが、申請地は、北側・東側は道路、南側は畑、西側は宅地に隣接しています。ここが申請地になりますが、こことこことここが畑になっています。隣接農地承諾書が提出されており適当です。

(スクリーンに配置図を表示)

次に用排水計画ですが、雨水は敷地内にためますを設置し、北側の既存道路側溝へ排水させ、汚水は北側市道内の公共下水道に接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、整地と造成を行います。土砂等の流出のおそれはなく適当です。

最後にすべての区画の敷地面積が500㎡以下であるため、面積は適当であるといえます。以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員をお願いします。

●●●推進委員 所有者が市外在住ということで、住宅が現在空き家、また農地の所有ということで管理が出来ないということから、農地・住宅あわせかたちでの売却となったものです。形状的にみても宅地としての利用が良いのかなと思います。特に支障はないと思います。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。議案第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第48号「別段面積の設定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第48号「別段面積の設定について」を説明します。議案は8ページから11ページです。

まず、8ページをご覧ください。8ページにありますとおり、こ

れまでどおり萩市全域の下限面積を30アールとし、併せて空き家に附属する農地については、農業委員会が指定した農地に限定して1アールに設定することについてご審議いただくものです。

次に、11ページをご覧ください。別段の面積の定め方について、11ページにありますように、農地法施行規則第17条に「別段の面積の基準」が定められています。横線を引いている部分ですが、設定区域内において、定めようとする面積未満の農業者の数が、設定区域内の農業者の総数のおおむね100分の40を下らないよう算定するとされています。つまり、農家数の概ね4割の経営面積が、別段の面積以下である必要があります。

ここで、9ページに戻っていただいて、9ページの「経営耕地面積10アールきざみ農家数」の資料をご覧ください。これは令和2年6月1日現在の萩市農業委員会の農家台帳システムのデータにより算出したもので、農家数を10アールきざみで集計したものです。以下、9ページの一番下の欄で、経営耕地面積が10アール未満の農家数は1,485で28%、20アール未満の農家数は2,138で40%、30アール未満の農家数が2,623で49%となっており、30アール未満の農家数が全体の4割を超えています。

萩市農業委員会では平成26年6月より、下限面積30アールへの引き下げを行っており、今年度におきましても、引き続き別段面積を30アールとして設定したいと考えます。

また、昨年7月から設定した空き家に附属する農地の下限面積1アールについては、この制度を活用して農地法第3条許可を受けた実績が4件となっており、新規就農の促進及び遊休農地の発生防止解消のため、引き続き実施していきたいと考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは採決いたします。議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供  
します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第49号「農用地利用集積計画の決定について」を説明しま  
す。資料は別紙、利用権設定状況（令和2年8月1日）です。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第  
18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところによ  
り、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければ  
ならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農政課  
から諮問がありましたのでご審議いただきます。

このたびの集積計画案ですが、萩市では通常4月1日と12月1  
日の年2回、利用集積計画を上程しております。今回の利用権の設  
定につきましては、急遽新しい借り手が決まったもの、申出書の提  
出が前回の公告に間に合わなかったものを上程いたしております。  
公告は8月1日付となります。

それでは利用権設定状況（令和2年8月1日）の資料をご覧ください。

この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利  
用権設定面積は表のとおりとなっております。

一番下の合計の数字を読み上げていきます。

8月1日に設定されるものは、新規が、件数5件、筆数7筆、田  
が10,690㎡です。利用権設定の内容につきましては、2枚目  
以降に記載しております。

このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、よろ  
しくご審議をお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。  
(発言なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第49号について、原案のとおり  
決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第49号は原案のとおり決定いたしまし  
た。

(報告事案-1)

議長 議案第50号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第50号をご説明いたします。議案は14ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月6日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は●●●から東に4.26kmに位置する、●●●農業振興地域整備計画に定める農用地区域内農地です。●●●、地目は登記・現況ともに田、面積1,018㎡のうち84㎡を転用します。申請者は、●●●の●●●さんで、転用目的は農業用倉庫です。農機具の保管場所の確保のために、平成14年5月に農機具用倉庫を申請地に建築されましたが、転用の届出はされていませんでした。この度、申請地を中山間地域等直接支払制度の対象農地に登録するために、転用部分の面積を除外する必要があるため、申請をしていただきました。

申請地の場所ですが、周りに目標物が特にないので説明が難しいのですが、この道をずっとあがっていくと●●●の●●●の方につながっていくという場所にあります。北側、西側が道路、東側、南側が●●●さん所有の田になっています。

用排水ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ流入、汚水は発生しないので適当です。

被害防除については、整地をして30cm程の盛土をし、造成します。土砂などの流出の恐れはなく適当です。以上、届出がありましたので報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第50号の報告は終了します。

(報告事案-2)

議 長 議案第51号「事業計画変更の承認について」を議題に供します。  
事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第51号を説明します。議案は16ページです。  
このたびの計画変更は、平成27年4月28日付けで農地法第5  
条許可を行った、●●●での農業用倉庫等の建築に係るものです。  
転用者は、●●●の●●●の●●●さんで、変更の内容は議案書  
記載のとおり、建築予定だった農業用倉庫2棟のうち、乾燥調製施  
設でない方の1棟に、休憩室を設けるとのことです。事業計画変更  
について承認を行いましたので報告いたします。以上で説明を終わ  
ります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第51号の報告は終り  
ます。

### (報告事案-3)

議 長 議案第52号「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第52号「農地法第18条第6項の規定による通知について」  
を説明します。議案は18ページです。

第1項は、●●●、●●●、地目、登記・現況とも田、面積1,  
423㎡外7筆、合計9,352㎡、賃借人は、●●●、●●●さ  
ん、賃貸人は、●●●、●●●さん外4名です。解約後は自己管理  
になります。

続きまして第2項は、●●●、●●●、地目、登記・現況とも畑、  
面積3,031㎡外1筆、合計5,946㎡、賃借人は、●●●、  
●●●さん、賃貸人は、●●●の●●●さんです。●●●を經由し  
た中間管理事業で、一連の解約となります。解約後は売却の予定で  
す。以上で報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第52号の報告は終了します。

(報告事案-4)

議 長 議案第53号「現況確認書の交付について」を議題に供します。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第53号「現況確認書の交付について」を説明します。議案は20ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

7月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地確認を行いました。

申請地は、●●●から北西へ652mに位置する、●●●外3筆、登記地目は田、面積1,176㎡外3筆で、合計で2,938㎡です。ここに●●●がありまして、申請地はこちらになります。

申請人は、●●●さんです。申立てによると、申請地は20年ほど前から耕作しておらず、原野化し、水路や畦畔の復旧も難しい状態になり、現在に至ります。本調査によると、申請地●●●・●●●●●●●には灌木が生えて原野化しており、●●●は竹が繁茂し、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第53号の報告は終了します。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時00分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和2年7月16日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 岡崎 弘明

委員 原川 久美子